

冬の交通事故防止運動

冬の交通事故防止運動が、12月1日(火)から14日(月)まで実施されます。交通ルールをよく守り、事故に遭わないよう、みなさん注意しましょう。

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

○飲酒運転の撲滅

年末は飲酒の機会が非常に増えます。飲酒運転は絶対に止めましょう。

飲酒運転の罪の大きさを認識し、家庭、職場、飲食店では、運転をするかたへお酒を提供しないようにしましょう。

○高齢者の交通事故防止

現在、埼玉県において高齢者の交通事故が非常に増えています。高齢者のかたは、交通事故に遭わないよう注意しましょう。

また、運転手のかたは、高齢者のかたを見かけた

ら、スピードを緩め、車との距離を十分保つなど、やさしい運転を心がけましょう。

○早めのライト点灯と安全車間距離の保持

早めにライトを点灯することは歩行者、自転車などの早期発見につながります。早めのライトの点灯を心がけましょう。

歩行者、自転車のかたも夕暮れ時、夜間は明るい服装にし、反射材を取り付けるなど事故に遭わないよう注意しましょう。

また、十分な車間距離を保ち、追突事故を起こさないよう注意しましょう。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は大切に保管してください

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付されたかたは11月上旬、10月1日から12月31日までの間に初めて納付されたかたは2月上旬に、社会保険庁から順次発送されますので、申告の際まで大切に保管してください。

- 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除（非課税）の対象です。
- 控除証明書に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、「領収証書」を添付して今年分として申告できます。
- 世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付したかたがその保険料を申告することができます。

問合せ 社会保険庁控除証明書専用ダイヤル（11月2日(月)～3月13日(土)）
☎0570-070-117 / ☎03-6700-1130（IP電話、PHS）
秩父社会保険事務所 ☎27-6559

ふれあいプール・ホット

無料開放



県民の日 11月14日(土)

平成21年度版子育て応援特別手当は執行停止となりました

本誌10月号でお知らせした『平成21年度版子育て応援特別手当』は、新政府の意向により執行停止となり、手当の支給は行われないこととなりましたのでお知らせします。